

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a 企業間の連携（オーブンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援等）
  - ・ 新潟市内への観光振興による誘客を図る為、食に関する生産者～流通～調理・加工～施設で提供される飲食施設やお土産店等の事業社と連携を図り、国内及び海外からの観光客の推進を図り、地域経済の活性化に寄与する。
- b IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
  - ・ 観光者らのアンケートデータを集積して、分析結果を観光連携者間で共有する。
- c 専門人材マッチング
  - ・ インバウンド観光に寄与する外国語通訳者との関係性を築き、より良いコミュニケーションを図り、ガイドの育成を図る。
- d グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
  - ・ 観光産業分野での脱炭素化の推進を事業連携者間で進める。
- e 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
  - ・ 観光連携者に關わるスタッフの全員を対象として健康経営や体力増強運動を進める。
- f BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言 等）
  - ・ 観光連携事業者に災害などが発生した場合には、協力して支援を進める。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。「中小受託取引以外の企業間取引に付いても、

取引上の立場の優劣に関わらず取引の適正化を図る。」

### 3. その他（任意記載）

- 当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
- 製造委託等代金は、現金で支払います。（手形などの振出は一切しません。）

2026年1月7日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

<u>株式会社 オフィスワン</u>	<u>代表取締役 樋口 十旨張</u>
企 業 名	役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。